伊佐市農業委員会第４回総会議事録

１．開催日時　　令和８年７月 28 日（火）　午前９時 00 分から 10 時 20 分

２．開催場所　　菱刈庁舎３階大会議室

３．出席委員　　（25 人）

会　　長　　13 番委員

委　　員

農業委員

1 番委員
2 番委員
4 番委員
5 番委員
6 番委員
7 番委員
9 番委員
10 番委員
11 番委員
12 番委員

農地利用最適化推進委員

1 番推進委員
2 番推進委員
3 番推進委員
4 番推進委員
5 番推進委員
7 番推進委員
8 番推進委員
9 番推進委員
10 番推進委員
11 番推進委員
12 番推進委員
13 番推進委員
14 番推進委員

４．欠席委員（２人）・欠員（１名）

５．議事日程

第１　会議録署名委員の指名　　１番委員　　２番委員

第２　議案第１号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第４号「農業振興地域整備計画全体見直し」に係る意見決定について

６．農業委員会事務局職員

事 務 局 長　　農地振興係長

農地振興係書記　　農地振興係書記

【開始時間　午前９時00分】

事務局長　みなさんおはようございます。暑い中お集まりいただきありがとうございます。

只今より、令和８年度第４回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日の出席人数は11名です。規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしくお願いします。

議　　長　おはようございます。

毎日暑い日が続きますが、只今利用状況調査中で、2か月目になります。非常にこの暑さで、大変ご苦労をかけていますが、毎日報道がありますように、熱中症が非常に数多くあがっておりますので、十分気を付けて利用状況調査を行っていただきたいと思います。

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、1番農業委員と2番農業委員にお願いいたします。

皆様にお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後にお願いいたします。

只今より総会を始めます。

―――――――― 諸般報告 ――――――――

議　　長　事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第 18 条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事 務 局　報告 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきまして、資料の 1 ページになります。バンク法解約が１件、基盤法解約が３件の合計４件です。以上で報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

―――――――― 議案第1号 ――――――――

議　　長	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見決定について議題といたします。事務局の報告を求めます。
事　務　局	議案第 1 号　農用地利用集積等促進計画（案）の貸借に係る意見決定について説明いたします。 13 ページの総括表をご覧ください。期間は 1 年から 10 年で面積は 167,413 ㎡で利用権を設定する者の数が 51 人、設定を受ける者の数は 23 人です。土地の詳細につきましては、資料 2 ページから 12 ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。
議　　長	事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画（案）」に係る意見については決定いたしました。 ――――――――― 議案第2号 ―――――――――
議　　長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。 整理番号1番から 10 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後にお願いいたします。 整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。
1　番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番について、去る7月 25 日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。 申請人　KM　さんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は 67 歳です。 譲渡人　KH　さんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は 97 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈市山字樋渡382番、同じく樋渡403番、地目は田で、面積はそれぞれ、548 ㎡、884 ㎡です。現況は良く管理された田で、水稲が植

えられています。4 月 10 日付けで合意解約が行われています。田中小学校から2km程のところにあります。所有権移転贈与であります。申請者は新規就農者で、農業従事者は本人1名で、通作距離は2km 程、時間にして 10 分程です。経営意欲はあり、田植え機、管理機など必要な農機具等は完備されています。周辺地域との関係、法令の遵守状況についても問題ありません。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号2番について、11 番農業委員の報告を求めます。

1　1　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番について、去る7月 23 日に現地調査を行いましたので、11 番が報告いたします。

申請人の　YK　さんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は 61 歳です。

譲渡人の　YS　さんは、伊佐市菱刈前目に居住され年齢は 88 歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字樋之口 4198 番外 2 筆で、地目は全て田、地積は 7,191 ㎡で、所有権移転贈与であります。農業従事者は1名で、通作距離は約2kmで、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。以上です。

議　　長　整理番号3番について、12 番農業委員の報告を求めます。

1　2　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番について、去る7月 22 日に現地調査を行いましたので、私 12 番が報告いたします。

申請人　MK　さんは、伊佐市大口青木に居住し、年齢は 54 歳です。

譲渡人　IR　さんは、伊佐市大口大島に居住し、年齢は 97 歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字西ノ口 1008 番2、地目は田 114 ㎡と、隣接する西ノ口 1014 番、地目は畑で 290 ㎡、合計 404 ㎡で所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、申請地は MK さんの自宅に隣接する番地であることから、通作距離は 0mです。現況は非耕作地ではありますが、草木が繁茂して

いる状態ではありません。譲受人は営農計画書も提出され、経営意欲はあり、農機具等は刈払機と管理機をお持ちです。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号4番について、9番農業委員の報告を求めます。

9　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番について、去る7月 23 日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人　OY　さんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は 84 歳です。

譲渡人　IM　さんは、伊佐市大口針持に居住され、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口針持字作道 555 番 5 で、地目は畑、地積は 1,373 ㎡で、農作業従事者は1名で、所有権移転贈与です。申請地は針持小学校の北西約 800mに位置しており、現地は良く管理された農地で、現在耕作されています。譲受人の OY さんは贈与ということで経営意欲はあり、通作距離は自宅から 150m程で、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、行政書士の委任状その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議　　長　整理番号5番6番について、5番農業委員の報告を求めます。

5　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番について、去る7月 23 日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人　IH　さんは、伊佐市大口下殿に居住し、年齢は 56 歳です。

譲渡人　YS　さんは、愛知県瀬戸市みずの坂に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口下殿字下原 1608 番 2、地目は畑、地積は 1,387 ㎡で贈与であります。農業従事者は2名で通作距離は約 0.1kmで、現況は良く管理された畑です。経営意欲があり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書

類が添付してあります。

5　番
農業委員　引き続き、整理番号6番について、去る7月23日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。

申請人　IH　さんは、伊佐市大口下殿に居住し、年齢は56歳です。

譲渡人　KK　さんは、鹿児島県姶良市加治木町に居住する市外住民です。

申請地は2筆で、伊佐市大口下殿字下原1585番1の276㎡と、1585番29の3,816㎡で、地目は田、地積は4,092㎡で所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で通作距離は1km位で、現況は良く管理された田です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　長　整理番号7番について、2番農業委員の報告を求めます。

2　番
農業委員　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る7月23日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人　YY　さんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は62歳です。

譲渡人　NH　さんは、福岡県福岡市西区今宿東に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字針牟田103番4で、地目は畑、地積は787㎡の所有権移転贈与であります。農業従事者は1名で、通作距離は約 0.2kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具は耕運機、管理機、草払機などがありあとは手作業での管理となります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　長　整理番号8番について、7番農業委員の報告を求めます。

7　番　議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理

農業委員	番号8番について、去る7月 27 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人　YJ　さんは、伊佐市大口里に居住し、年齢は 69 歳です。 譲渡人　TE　さんは、鹿児島県鹿児島市冷水町に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市大口里字竿境2155番で、地目は畑、地積は83㎡で所有権移転売買であります。農業従事者は1名で、通作距離は約 0.2kmで、現況は非耕作地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　　長	整理番号9番について、10 番農業委員の報告を求めます。
1　0　番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番について、去る7月 23 日に現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。 申請人　NH　さんは、伊佐市菱刈田中に居住し、年齢は 66 歳です。 譲渡人　KN　さんは、伊佐市菱刈田中に居住し、年齢は 75 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈田中字萩原沼田 1722 番で、地目は田、地積は 1,510 ㎡で所有権移転売買であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで、現況は良く管理された田、時間は約 2 分です。主に水稲を栽培しており、経営意欲はあり、農機具などは、トラクター、田植え機、コンバイン等が完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　　長	整理番号 10 番について、4番農業委員の報告を求めます。
4　　番 農業委員	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号 10 番について、去る7月 23 日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。 申請人　MK　さんは、伊佐市大口目丸に居住し、年齢は 62 歳です。 譲渡人　MM　さんは、千葉県市原市島野に居住する市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字岩崎 1526 番1外2筆で、地目は田、地積は3,397 ㎡で、所有権移転贈与であります。農業従事者は1名で、農機具などは完備されており耕作意欲はあります。通作距離は約 5km以内で、良く管理された水田であります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と判断いたしました。添付書類として全部事項証明書、その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から 10 番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　賛成多数。よって整理番号1番から 10 番については許可が決定いたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 10 件について、10 件の許可が処分決定いたしました。

――――――――― 議案第3号 ―――――――――

議　　長　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。

整理番号1番・2番についてですが、この議案は 7 番農業委員が申請代理人であり、利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、7 番農業委員の退席をお願いします。

（7 番農業委員退席）

議　　長　整理番号1番について、5番農業委員の報告を求めます。

5　　番　議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定につ

農業委員	いてのうち、整理番号１番につきまして、去る７月 23 日に、申請代理人の　Ｙ行政書士　立ち合いのもと、８番推進委員、５番農業委員の２名で共同調査をしましたので、私５番委員が報告いたします。 　譲受人は、伊佐市大口白木にお住まいの　ＫＫ　さんで、年齢は 79 歳です。 　譲渡人は、伊佐市大口白木にお住いの　ＣＴ　さんで、年齢は 54 歳です。 　本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第１種農地となっており、転用目的は貸駐車場です。申請地は伊佐市大口白木字大見取 951 番３、地目は畑、地積は 65 ㎡であり、所在地はK建築より南へ 100ｍに位置し、南側は道路、東側は住宅、北側は畑、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防止計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書などが添付されています。調査の結果におきまして、この申請については、２人の調査員の意見として適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議　　長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号１番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議　　長	賛成多数。よって整理番号１番は、処分決定いたしました。 整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。
５　番 農業委員	続きまして、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号２番につきまして、去る７月 23 日に、申請代理人の　Ｙ行政書士　立ち合いのもと、８番推進委員、私５番農業委員の２名で共同調査をしましたので、私５番委員が報告いたします。 　譲受人は、伊佐市大口下殿にお住まいの　ＳＳ　さんで、年齢は 28 歳です。 　譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住いの　ＴＭ　さんで、年齢は 65 歳です。 　本申請は所有権移転贈与で、農地区分は第２種農地その他農地となって

おり、転用目的は一般住宅です。申請地は伊佐市大口下殿字湯ノ谷 716 番 549、地目は畑、地積は 529 ㎡で、所在地はＫ工場より西へ約１ｋｍに位置しており、南側は道路、東側は道路、北側は畑、西側も畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害ぼ防除計画書、被害防除に関する誓約書、確約書などが提出されています。調査の結果、この申請については、２人の調査員の意見として適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。以上です。

議　　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号２番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　賛成多数。よって整理番号２番は、処分決定いたしました。
ここで、7 番農業委員の入室をお願いします。

（7 番農業委員着席）

議　　長　7 番委員、整理番号１番・２番については許可が決定いたしました。議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数２件について２件が処分決定いたしました。

―――――――― 議案第4号 ――――――――

議　　長　議案第4号「農業振興地域整備計画全体見直し」に係る意見決定について提案いたします。農政課の報告を求めます。

農 政 課　伊佐市農政課、担い手支援係のCでございます。
今回議案に農政課から、伊佐市農業委員会に提案をさせていただき、ご意見を頂きたいと思いますので、ご説明させていただきます。
資料をご覧ください。これについては、令和8年3月に伊佐市農業振興地域整備促進協議会で説明しましたのと同じになります。
1.農業振興地域整備計画全体見直しに至った経緯です。

・前回の計画変更（平成 29 年度）から 8 年が経過し、農用地区域に設定すべきでない山林、原野化された農地等が多く存在すると予想されるため、令和7年度から令和8年度にかけての計画の見直しとなっております。

2. 農業振興地域制度とは、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」に基づき、国土資源の有効利用を図るため、優良農地を計画的に確保・保全し、農業の健全な発展を総合的に推進する制度で、指定を受けた市町村が策定する「農業振興整備計画」の中で、農用地区域（青地）に指定された農地は、原則として農業以外の用途に転用できません。

3. 農業振興地域農用地区域のメリット　ですが、農業振興地域に指定されるメリットは、農業生産基盤の整備（農道、用排水路、ほ場など）園芸施設整備へ国の補助金・融資制度を利用できること。さらに、所得税、相続税、固定資産税といった税制上の優遇措置が受けられることです。また、優良農地の保全と農業経営の安定化を図るとともに、耕作放棄地の発生を防ぐ効果もあります。

4. 農業振興地域整備計画の変更とは　、農用地区域（農振農用地または青地）の用途を農地以外に変更（農振除外）、もしくは新規に編入（農振編入）する手続きです。この変更計画は、市町村ごとに概ね5年ごとに見直しを行います。

今回の見直しでは、優良な農地の保全とともに、地域の実情に応じた農業振興のための施策が計画・実施されます。

（ア） 重要な変更（農用地区域からの除外及び、農用地区域からの編入）農用地区域からの変更（農振除外）とは、農用地区域（農振農用地または青地）にある土地を、住宅や工場など農業以外の用途に転用するために、その農用地区域から外すこと。①～⑥の条件です。

・農用地区域への編入とは、現在、農業振興地域外（白地）にある農地を、将来の農業利用を確保すべき土地である「農用地区域（農振農用地または青地）」内へ含める手続きのことです。

（イ） 軽微な変更（用途変更）

農用地区域（農振農用地または青地）内の農地の用途区分を、農業用施設（畜舎、堆肥舎温室など）に変更する手続きを指します。これは、「農振除外」とは異なり、用途区分変更の手続きが必要です。

5.　策定方針

今回の見直しは、基礎調査の結果に基づき農業振興地域整備計画の変更を行うものであり、農用地利用計画については、県の基本方針を踏まえ、農用地確保のため必要最小限の変更を行うこと。また、市の土地活用に関連する計画であることから、関係機関と協議、調整を行っております。また、今回の策定業務の実施に際しまして、既存の地図のシステム内に保有している情報を元に基礎調査行うにあたり、地図システムの導入業者である、H株式会社に業

務委託を依頼し、作業を進めております。
　議案第4号につきまして、農用地除外・編入検討一覧、除外・編入予定地の詳細図面、除外・編入予定地全体箇所を配布させていただきます。桃色になっている箇所が除外、緑色になっている箇所が編入(1 筆)です。6 枚目図郭名 215 です。
　以上、ご審議方よろしくお願いします。

議　　長　　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

5　番
推進委員　　教えていただきたいのですが、非農地になって地目が変わっても、この形で直されないと、農振除外されないということですか。

農政課　　A-3 の縦長の一覧資料がありますが、緑色の編入はカラー資料の６枚目に、残りの 97 筆はピンク色で農振除外となっております。A-3 カラー資料の丸印のついている部分が除外編入の箇所になります。

１０番
農業委員　　現地調査はどのような調査ですか。また、現状は田・畑もですけど、イノシシ・鹿が出ている個所については、今後どのような対策を考えているのですか。

農政課　　担い手支援係長のＫです、質問１点目の現地調査についてですが、昨年度 1500 地点程の箇所をドローン等を使いながら確認しており、内容としては、前回平成 29 年度に見直しをしておりまして、それ以降、地権者・耕作者の方、土地改良区の方々からご意見をいただき、その部分を主に調査しております。
　もう一つの鳥獣対策についてですが、農政課には鳥獣対策係があるのですが、現に鳥獣害が多い箇所については電柵、ワイヤーメッシュでの対応、また、猟友会との連携をしておりますが、決定的な対策はなかなか難しいところで、対応に苦慮しているところであります。

１０番
農業委員　　ドローンで調査したものがここに計上されているとの理解でよいのか。

農政課　　ドローンと現地に出向いて調査しています。ドローンを使う場所は山の入りにくい場所や、平場でも航空写真で立体的に確認した方が良い場所で使っています。

4　番
農業委員　　農業委員会で現況調査をしているが、それを農政課では反映していないのか。我々も調査をして不耕作地、A・B 判定などを出している。それら

	を参考に反映されているのか。
農　政　課	今回はほとんどが除外を行う内容となっております。ただ、農振計画はこれから未来の農地を確保することが一番の目的であり、農業委員会の方から情報提供いただいたもの全て除外するというものではなくて、可能性のあるところは残していく観点から実施しています。
4　番 農業委員	逆に除外をしたところを次の段階では、復帰して戻すこともできるわけですよね。
農　政　課	できます。以前入っていたところが有耶無耶であったところは、編入し直したりしております。
1　2　番 農業委員	図郭名 291 の牛尾小学校付近の、ピンク色の除外箇所は山林なのですか。
農　政　課	今回の除外要件というのが、ほとんどが元々は田んぼ畑であったところが、すでに原野化されている個所です。
議　　長	自分の担当地区が決まっていると思いますが、資料をちゃんと見て、ここは違う、こうであると意見を出していただきたい。
1　1　番 農業委員	これはあくまでも、検討の一覧なのか。どのように決定するのか。
農　政　課	JA、各土地改良区とは協議をしており、この内容で意見がないということで把握しております。明らかにここはまずいのではないかというものがあった場合には訂正を行いますが、現在、7月末ですので、８月末ぐらいまで縦覧があり、約１か月間の期間がある。市民の方々から意見を聞きまして、最終的にはほぼ完成ということで、県と協議に入り、年度末までに促進協議会で確定のスケジュールとなります。今回は今から大きく、ここはどうかということではなくて、案として提出しましたので、おかしいところはないかとの確認になります。
議　　長	除外をしてくれと上がってきているのが、このリストに掲載されています。今日の農業委員会で検討してくださいとのことです。
事　務　局	只今農政課と協議させてもらったのですけど、非農地通知を出している、皆さんがＢ判定であげてもらっている部分が、漏れている面もありま

すが、これは全体見直しで、基本的に落とすことになっていると思う。皆さんが思っているのは、B 判定で上げたのに農振農用地のままになっている、少ないよとのことだと思うので、ここを農政課と精査しまして、追加になるとは思いますが、B 判定においても追加するとの前提で、皆さんの意見を取らせていただきたいところです。

議　　長　　只今の、事務局の説明はどうでしょうか。

１　２　番
農業委員　　考え方として、先ほどの 291 の図面にある部分は、太陽光発電の申請の処理のためにピンク色にしたのか。

事　務　局　　今年太陽光を作りたいとなると、農振見直し中なので、除外の手続きが１年間できない。除外をしないと許可もだせない。今年の見直しのうちに除外をしておけば、来年除外の手続きが必要ないので、簡素化するために、今回ここで除外しておこうとの考えで、来年は 5 条の転用の手続きだけで済むという考え方です。

議　　長　　説明がありましたが、今日の農業委員会に出されたこの議題については、除外の申請が出されていますので、許可ということでよろしいでしょうか。

１　０　番
農業委員　　名簿を見たときに、今度の調査の中に名簿にあるのが重留と崎山になっているのだけど、それについては調査をしなくてもいいのか。２点目は農業委員会は遊休地の排除が大きな活動であるが、それ等についての連携の仕方、農業委員会と農政課をもう少し密にして、もう一度これを出していただきたいとの要望です。

議　　長　　追加があれば農政課も今から名簿の追加を今後はしていくとのことです。

１　０　番
推進委員　　農政課は首長の権限で動いている、農業委員会と土地改良区は独立している。そこに首長として資料を出す。それを農業委員会はどう理解するのか。それをここで協議してよいのか。

事　務　局　　市長部局からは農業委員会会長宛てに、この形の素案で公告しますよということで、農業委員会の意見をとって、会長名で回答する形になる。
　そういうところで資料が足りない、議論できないであれば保留ということもありえるのですが、タイムスケジュール的にはここで検討して、公告

	にもっていくということですから、どうしても難しいということではれば仕方がないという判断だと思うのですが、流れ的にはそのようなところです。
１０番 推進委員	うちの組織の中も農政課があって、林務耕地課とも意見が違う。土地改良区も、針持は２ha 減反している。公金の対象外として、そこらへんと、また今回調査する部分の整合性が、我々は物凄く不安である。それと平成 29 年に見直しされていますが、その時に今回の農業委員会の調査対象にしても、鉄塔が建っているところに、まだ調査対象があったりする。それもここ２～３年のものではなくて、何十年も前に建っていたような鉄塔が、去年もあったし入っているわけです。そのようなものは、除外されて当然ではと思うのですけど、見直しが一切されていない。 僕は連携がものすごく悪いと思うのですけど、本来は農政課、林務耕地課、土地改良区、それと農業委員会、全部が縦割りではなくて、横割りでやらないと、データが課ごとに違うということになっているので、もう少し整合性を取っていただきたいと思う。
７番 推進委員	私も推進委員になって、まだ年数が浅いのですが、農地がどんどん高齢化と条件の悪いところが荒れていく。それを見ながら、一方では補助金をもらって、耕地整理をやって多額の補助金をもらいながらも農地が荒れていく、それをそれぞれ、農政課、農業委員会や立場の違う中で、その農地をどう判定するかというのは非常に難しい問題かと思う。土地改良区を含めて、一致した意見で農地を調査すれば、何も問題はないと思うのだけれども、それぞれ補助金をもらったり、あるいは法律的に認められないという固い立場の判断をしなければならない人たちとは、見かたが違ってくると思う。そこは、きちっと三者の意見が一致することは無いと思います。見る人によっても違うし、持ってる範囲でも違う、そこは融通性をもたせていかないと仕方がないと思います。皆さんの意見をおききしたいと思います。
事務局	１０番推進委員のおっしゃったことについては、農政課との連携が上手く取れてないことが、表立ってしまったので、今後の農政課と林務耕地課を含めて、連携が取れるように考えております。 ７番推進委員の件は、３者それぞれの立場であって、複数ではなかなか意見がまとまらないことが多々あるので、農業委員会としては土地改良区に関しては、事前に出す前に耕地係を挟んでデータ確認しているので、一歩づつですけど、なるべく話を合わせるようにはしていこうと思いますので、農政課を含めて今後やっていきまので、よろしくお願いします。

議　　長　事務局の説明がありましたが、よろしいでしょうか。
　各課検討して今後進めていくとの意見ですので、よろしくお願いいたします。
　今日の段階では、各関係機関の報告がありましたので、ご意見質問はこれで打ち切りとします。今後検討をさせていただくということですので、よろしいでしょうか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。担当部局の説明通り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

議　　長　賛成多数。よって、議案第４号に係る意見決定については決定しました。

――――――――――その他 ――――――――――

議　　長　事務局お願いします。

事　務　局　総会資料の最終ページをご覧ください。7 月の月例報告を致します。6 日(月)7 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席、23 日(木)が現地調査を一斉に行いました。本日 28 日(火)が第 4 回農業委員会総会です。
　8 月の行事予定ですが、5 日(水)8 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24 日(月)が現地調査予定、28 日(金)が第 5 回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。
(ほか、互助会費・保険協議)

議　　長　その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事 務 局 長　以上で、令和8年度第4回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。 一同礼。
　みなさまお疲れさまでした。(解散)

【終了時間　午前 10 時 20 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会　　長　　会　　長

伊佐市農業委員　　1　　番

伊佐市農業委員　　2　　番